

令和 3 年 10 月 21 日

各位

## 未利用口座管理手数料の既存口座への適用 および預金口座解約手続きの簡素化について

東和銀行（頭取 江原 洋）は、令和 3 年 12 月 1 日より、令和 2 年 8 月 31 日以前に開設された普通預金口座、貯蓄預金口座および総合口座（以下、既存口座といいます。）につきまして、未利用口座管理手数料の対象口座として追加することといたしましたのでお知らせいたします。なお、既存口座からの初回手数料の引き落としは、令和 6 年 3 月の予定です。また、あわせて預金口座解約手続きの簡素化を実施いたします。

今回の対応は、長期間ご利用されていない口座の不正利用を未然に防止することを強化するものであり、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料の既存口座への適用

##### (1) 内容

	対象口座	未利用期間の基準日	初回の手数料の引き落とし時期
現在	令和 2 年 9 月 1 日以降に開設された口座	令和 2 年 9 月 1 日	令和 4 年 12 月予定
変更後	令和 2 年 9 月 1 日以降に開設された口座	令和 2 年 9 月 1 日	令和 4 年 12 月予定
	令和 2 年 8 月 31 日以前に開設された口座	令和 3 年 1 2 月 1 日	令和 6 年 3 月予定

**本手数料は、日頃からお預け入れや払い戻し、また、給与振込や年金受取、口座振替等にご利用いただいている口座が対象となることはありません。**

2 年以上お預け入れや払い戻し等のご利用のない口座のみが対象となります。

##### (2) 未利用口座管理手数料の概要

対象となる口座	普通預金口座、貯蓄預金口座および総合口座
未利用口座となる口座	最後のお預け入れまたは払戻し（お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。）から、2 年以上一度もお預け入れまたは払戻しがない口座の場合、未利用口座となります。
手数料	年間 1,320 円（税込）
手数料のお支払い	① お客様の口座が未利用口座となった場合、お届け先の住所あて文書にて案内を発送いたします（ただし、③に該当する場合を除きます）。 ② 案内発送後、一定期間内（約 3 ヶ月）の間にお取引がない場合、未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 ③ ただし、以下の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。 ・未利用口座の残高が 10,000 円以上である場合 ・未利用口座と同一支店で、定期預金、積立式定期預金、定期積金、財形預金、外貨預金、投資信託、公共債、生命保険が 1 円以上ある場合 ・未利用口座と同一支店で、融資取引がある場合
自動解約	① 手数料引き落とし時に、口座残高が未利用口座管理手数料未済の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約いたします。 ② 口座残高以上の負担および自動解約後の手続きはございません。

### (3) 規定の改定

#### ① 改定する規定

未利用口座管理手数料規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定、  
ネット専用普通預金規定、ネット専用総合口座取引規定

#### ② 改定日 令和3年12月1日

### 2. 預金口座解約手続きの簡素化

令和3年12月1日より、個人のお客さまを対象として、残高1万円未満の普通預金および貯蓄預金口座の解約手続きにつきまして、通帳および運転免許証などの顔写真付き本人確認資料をご提示いただくことで、お届け印の押印を不要とし解約手続きの簡素化を図ります。

以上